

公 募 公 告

下記のとおり公告に付します。
令和6年3月4日

支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官
永山 貴大

記

1. 公募に付する事項

本業務は、防弾性能等を有する車両（別紙 調達車両一覧表のとおり）の調達であり、下記「2. 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項」の要件を満たし、本業務の実施を希望する者がいるか否かを確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請するものである。

なお、公募の結果、応募要件を満たすと認められる申込者から試験体の提出を受け、警察庁の仕様に合致するか否かを確認するため、耐弾性能試験等を実施する。これに合格した者が2者以上あった場合は競争入札を行うこととし、1者のみの場合は随意契約を行うことを予定している。

2. 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和4・5・6年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の製造」又は「物品の販売」のA、B又はCの等級に格付けされている者であること。

(4) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準じる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(6) 警察庁が必要とする秘密の保全に関し、保全施設・規則の整備、秘密保全に関する教育、書類の保管管理及び方法、製作する車両の保管管理及び方法、情報セキュリティ並びに本契約に携わる関係者について、警察庁の確認が得られる者であること。

(7) 製造に使用する防弾素材の諸元及び性能を証明できる資料を提出することができる者であること。

3. 公募手続等の問い合わせ先及び参加意思確認書の提出期限等

(1) 担当部局

東京都千代田区霞が関2-1-2

警察庁長官官房会計課調達係

電話番号 03-3581-0141 内線2298

(2) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和6年3月25日(月)17時00分

上記(1)に同じ。郵送の場合は書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。

(3) 公募参加者は、警察庁担当者が求める説明及び文書の提出に、速やかに対応すること。

4. 参加意思確認書等の無効

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の参加意思確認書等は無効とする。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否
要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口
上記3(1)に同じ

(4) 資格等に関する書類は返還しない。

別紙 調達車両一覧表

件 名
特別警護車（電動車）

公 募 説 明 書

警察庁長官官房会計課

項目及び構成

1. 公募に付する事項
2. 調達内容
3. 参加資格
4. 参加申込要領
5. 参加申込者の義務
6. 参加意思確認書の提出期限等
7. 仕様書等の交付
8. その他

別紙－1	契約書（案）
別紙－2	参加意思確認書作成様式
別紙－3	秘密保持誓約書（代表者用）作成様式
別紙－4	秘密保持誓約書（担当者用）作成様式
別紙－5	暴力団排除に関する誓約事項

1 公募に付する事項

本業務は、防弾性能等を有する車両（別紙 調達車両一覧表のとおり）の調達であり、下記参加資格を満たし、本業務の実施を希望する者がいるか否かを確認する目的で、それぞれ参加意思確認書の提出を招請するものである。

2 調達内容

- (1) 購入等件名
別紙 調達車両一覧表のとおり
- (2) 調達件名の性質等
仕様書による
- (3) 納入期限
仕様書による
- (4) 納入場所
仕様書による

3 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」において、A、B又はCの等級に格付けされている者であること。
- (4) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 警察庁が必要とする秘密の保全に関し、保全施設・規則の整備、秘密保全に関する教育、書類の保管管理及び方法、製造する車両の保管管理及び方法、情報セキュリティ並びに本契約に携わる関係者について、警察庁の確認が得られる者であること。
- (7) 製造に使用する防弾素材の諸元及び性能を証明できる資料を提出することができる者であること。

4 参加申込要領

- (1) 参加申込者に要求される事項
 - ① この公募に参加を希望する者は、公募公告、公募説明書及び契約書（案）（別紙－1）を熟読の上、申し込まなければならない。この場合において、公募説明書等について疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。
ただし、参加申込締切後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。
 - ② 契約書（案）（別紙－1）の内容を遵守できることを前提に申し込みすること。
 - ③ この公募に参加を希望する者は、参加意思確認書（別紙－2）、秘密保持誓約書（代表者用、別紙－3）及び秘密保持誓約書（担当者用、別紙－4）に基づき書類を作成・準備する。
 - ④ 本公告に示した公募に参加資格のない者、提出資料等に虚偽の記載をした者及び5の参加申込者の義務を守れなかった者は、その参加を無効とする。
 - ⑤ 資料等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

- ⑥ 提出された書類を公募参加資格の確認以外の用途で、提出者に無断で使用することはない。
- ⑦ 受領した書類は返却しない。
- ⑧ 受領した書類の差替及び再提出は認めない。
- (2) 暴力団排除に関する誓約事項
公募参加者は、参加意思確認書の提出をもって、「暴力団排除に関する誓約事項」（別紙－５）に誓約したものとする。また、虚偽の誓約若しくは誓約に反することとなったときは、当該者の申込みを無効とする。

5 参加申込者の義務

- (1) 仕様書等交付したものを複製してはならず、返却しなければならない。
- (2) この公募の参加にあたり、警察庁から提供した情報及び仕様書等一切の書類並びにこれらに基づいて作成した文書・図面・見本・製品等について、第三者に開示・漏洩してはならない。
- (3) 警察担当者が求める説明及び文書の提出の要求に対して速やかに対応すること。

6 参加意思確認書の提出期限等

- (1) 参加意思確認書の提出期限
令和6年3月25日 17時00分
- (2) 参加意思確認書の提出場所
東京都千代田区霞が関2-1-2
警察庁長官官房会計課調達係
電話番号 03-3581-0141 内線2298
郵送の場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。

7 仕様書等の交付

提出書類により、参加資格を満たすことが確認できた者には、仕様書等を交付する。

8 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) その他
本入札に係る落札決定及び契約締結は、令和6年度本予算に当該経費が盛り込まれるとともに同予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。
- (4) 問い合わせ先
契約に関する事項
警察庁長官官房会計課調達係
03(3581)0141 内線2298
仕様に関する事項
警察庁長官官房会計課装備室車両係
03(3581)0141 内線723-2331

別紙 調達車両一覧表

件 名
特別警護車（電動車）

契 約 書 (案)

警察庁（以下「甲」という。）と株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり製造請負契約を締結する。

- 1 品 名 特別警護車（電動車）
- 2 数 量 配分表のとおり
- 3 仕 様 別添「仕様書」のとおり
- 4 契 約 金 額 円.－
（製造代金） うち消費税額及び地方消費税額円.－
消費税額及び地方消費税額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。
- 5 単 価（税抜） 円.－
- 6 納入期限（納期） 配分表のとおり
- 7 納入場所（納地） 配分表のとおり
- 8 契 約 保 証 金 徴収免除

（目的）

- 第1条 乙は、甲に対し、以下の各条項に従い、表記品名・数量・仕様の車両（以下単に「車両」という。）を完成させ、納入する。
- 2 契約金額及び単価は、表記のとおりとする。ただし、車両の価格若しくは構成要素が法令等により設定、改定若しくは廃止され、又は契約内容を変更した場合、甲乙協議の上、契約金額を変更することができる。

（契約保証金）

- 第2条 乙は、本契約に関する一切の義務を誠実に履行することを保証するため、表記契約保証金を現金又は国債をもって、契約締結の際、甲に納めなければならない。

（納入）

- 第3条 乙は、表記納入期限までに、表記納入場所において車両を納入しなければならない。
- 2 納入は、納入場所への搬入、設置、付随的役務及び次条による検査の全てが実施され、甲が検査に合格した車両を受領することにより、完了するものとする。
 - 3 納入が完了したとき、乙は、甲宛に納品書を提出し、甲は、乙宛に受領書を交付する。ただし、納入場所が地方（本庁以外の機関をいう。）の場合、乙は甲に対し、納入場所担当係官が確認した受領書を添付した甲宛ての出荷報告書を提出しなければならない。
 - 4 納入に係る一切の費用（自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税、リサイクル料を除く。）は、乙の負担とする。

(納入検査)

- 第4条 乙は、車両を納入しようとする場合、希望検査日の10日前までに、希望検査日時、場所、品名及び数量等必要事項を文書をもって甲に通知し、甲乙協議してこれらを取り決めた上、双方立会の上、甲が定める方法にしたがって検査を受けなければならない。
- 2 納入する車両は、全て甲の指示（見本、図面、仕様書等）のとおりであって、前項の行う検査に合格したものでなければならない。
- 3 第1項の検査に必要な費用は、乙の負担とする。

(納入計画書の提出)

- 第5条 乙は、甲が指示した場合、速やかに納入計画書（工程表も含む。）を甲に提出しなければならない。
- 2 甲は、前項の納入計画書を不適當であると認める場合は、その変更を求めることができる。

(監督官等の派遣)

- 第6条 甲は、本契約の適正な履行を確保するため必要があると認めた場合は、監督官及び検査官又はその他の職員（以下「監督官等」という。）を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣することができる。
- 2 甲は、監督官等を派遣する場合は、その事務の範囲を乙に明示しなければならない。
- 3 監督官等は、職務の遂行に当たり、乙が行う業務を不当に妨げてはならない。
- 4 乙は、監督官等の職務の遂行につき相当の範囲内で協力しなければならない。

(官給品の支給及び貸与)

- 第7条 乙が、本契約の履行のため支給又は貸与を受ける材料、部品、機器等（以下「官給品」という。）の品目、数量、支給若しくは貸与を受ける期日及び場所その他必要な事項は甲乙協議の上、決定するものとする。

(官給品の保管、引取り)

- 第8条 乙は、官給品の支給又は貸与を受けた場合は、遅滞なく受領書又は借用書を甲に提出するものとする。
- 2 乙は、官給品を本契約の目的以外に使用し、又は譲渡してはならない。
- 3 乙は、官給品を善良な管理者の注意をもって、滅失、損壊等のないよう、確実に保管しなければならない。滅失、損壊等が発生した場合は速やかに甲に書面で通知し、甲の指定した期間内に同等品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。
- 4 乙は、官給品等について出納及び保管の帳簿を備え、その受払を記録し、その状況を明らかにしなければならない。
- 5 官給品等の引き取り及び保管・管理に必要な費用は、契約金額に含まれるものとする。

(官給品の返還)

第9条 乙は、官給品につき必要がなくなった場合は速やかに甲に通知し、甲の指示に従い返還書を添えて甲に返還しなければならない。

2 返還に必要な費用は、契約金額に含まれるものとする。

(下請負)

第10条 乙は、契約車両の製造について、車両の構造、機能、性能に係る部分の全部若しくは大部分を一括して、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に請負わせてはならない。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本契約の一部（仕様書に示す業務の主たる部分を除く。）を第三者に下請負（一次下請負以降の下請負を含む。以下同じ。）させる場合は、乙は、下請負承認申請書（別紙様式）を下請負開始の10日前までに甲に提出し、甲の承認を得なければならない。

2 甲は、乙から下請負承認申請書の提出を受けた場合は、所要の審査を実施の上、その結果を下請負承認書（別紙様式）で乙に通知するものとする。

3 乙は、甲から承認を受けた内容を変更する場合は、遅滞なく第1項と同様に甲の承認を受けなければならない。

4 乙は、本契約の一部を第三者に下請負させるときは、下請負させた業務に係る下請負人の行為について、全ての責任を負うものとする。

5 乙は、本契約の一部を下請負させるときは、乙が本契約において遵守することとされている事項について、本契約書を準用して下請負人と約定しなければならない。

(所有権の移転)

第11条 車両の所有権は、甲又は地方納入場所担当係官が乙に受領書を交付したときをもって乙から甲に移転するものとする。

(危険負担)

第12条 車両の所有権の移転前に生じた車両の滅失、毀損その他の損害は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙の負担とする。

(不合格品の引取り)

第13条 乙は、甲の施設を利用して第4条第1項の検査を受け、その結果不合格となった場合、甲が指定した期限内に当該不合格品を自らの費用負担で持ち去らなければならない。

2 甲は、乙が前項の履行を怠った場合、前項で指定した期限経過後いつでも当該不合格品を他の場所に移動し、又は第三者に保管を託すことができる。ただし、その費用は全て乙の負担とする。

(遅延賠償金)

第14条 乙は、甲の指定する納入期限内に車両を完納することができないと認められるときは、速やかに甲に対し遅延の事由及び完納見込日を明らかにした書面を提出し、甲の指示を受けるものとする。

2 甲は、前項の規定による書面の提出があったときは、審査の上、納入期限後に完納する見込みがあると認めるときは、遅延賠償金を徴収することとして納入期限の延長を認めることができる。ただし、遅延の事由が天災地変等やむを得ない場合には、乙はその事由を付して遅延賠償金の免除を申し出ることができる。

3 前項に規定する遅延賠償金は、納入期限の翌日から完納日までの日数に応じ、契約履行未済相当額に、契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号。以下「債権管理法施行令」という。）第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。以下同じ。）を乗じて計算した額とする。

(契約の解除及び違約金)

第15条 甲は、自己の都合により、車両が納入されるまでの間、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、乙がその債務を履行しない場合において、期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

3 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合、前項の催告をすることなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙に以下の事由が生じた場合

イ 仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、手形交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立て若しくは処分を受けるべき事由を生じた場合

ロ 手形若しくは小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生手続、会社更生手続等の申立てを受け、若しくは自ら申し立てた場合

ハ 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合

(2) 甲が行う車両の検査又は納入に際し、乙若しくはその代理人、使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認めた場合

(3) 乙が第16条第1項に該当する場合

(4) 乙が第29条に規定する暴力団排除条項第1条、第2条又は第4条第2項に該当する場合

(5) 前各号のほか、乙が民法（明治29年法律第89号）第542条第1項又は第2項の各号に該当する場合

4 乙は、第2項又は第3項に該当する場合、甲に対し、違約金として未納入車両の契約金額の100分の10に相当する金額を支払う。ただし、乙が契約保証金を納付している場合は、当該保証金を違約金に充当する。

5 甲は、第3項第5号の場合において、乙の責めに帰することのできない事由によるものと認めるときは、前項の違約金の支払を免除することができる。

(私的独占又は不当な取引制限等に伴う解除)

第16条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する罪の嫌疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金)

第17条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当する場合、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する罪の嫌疑により公訴を提起され、有罪判決が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第7条の3第1

項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 当該有罪判決が言い渡された裁判において、乙が違反行為の首謀者であると認定されたとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

4 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、期日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、違約金に対して契約締結日の債権管理法施行令第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第18条 甲は、乙の契約不履行によって損害を受けた場合は、乙に対し、第15条第4項、第17条第1項及び第2項の違約金とは別にその損害の賠償を請求することができる。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

2 乙は、第15条第1項による解除のため損害を生じた場合は、甲の解除の意思表示を受領した日から30日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。ただし、甲が、乙の同意を得て解除した場合はこの限りではない。

3 甲は、前項の請求を受けた場合、その損害を賠償することができる。

(契約金額の支払)

第19条 甲は、第11条の所有権の移転が行われた後、乙の適法な支払請求書を受領した日から30日以内（以下「約定期間」という。）にその対価を乙に支払うものとする。

2 甲は、納入期限が分割されている場合、特約をすることにより部分払いをすることができる。

3 甲は、第15条による契約解除の場合、既に受領済の車両があり、これが未納入の車両と分離して契約の目的の一部を達するものであるときは、受領済車両のその部分につき本契約書に掲げた単価によって、その対価を乙に支払うものとする。

(支払遅延利息)

第20条 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、約定期間内に契約金額を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対して契約締結日の政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約保証金の還付)

第21条 甲は、第15条第1項の規定による契約解除の場合、本契約を甲乙合意の上、解除した場合又は契約履行済の場合、乙の領収書と引換えに契約保証金を乙に還付しなければならない。

(契約上の地位移転・債権譲渡等の禁止)

第22条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第2章第2節の規定に基づき設立された信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関（以下「金融機関」という。）又は資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、信用保証協会、金融機関又は特定目的会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙及び丙が甲に対し、民法第467条若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合にあっては、乙は丙に対し次の各号の定めを同意させ、又は遵守させる義務を負う。

(1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡債権金額を軽減できる権利を保留すること。

(2) 丙は、譲渡対象債権を第1項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し、又はこれに質権を設定しその他債権の帰属及び行使を害すべきことはできないこと。

(3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合は、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、専ら乙と丙の間において解決されなければならないこと。

3 第1項ただし書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲がセンター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

(知的財産権の紛争解決)

第23条 乙は、車両に係る第三者の権利関係が、特許権、実用新案権その他の知的財産権に抵触しないことを保証し、万一その所有者との間で紛争が生じた場合には、直ちに甲に対して書面により通知するものとし、かつ、乙が自己の責任及び費用負担において当該紛争を解決するものとする。

(保証事項)

第24条 乙は、本契約に基づいて納入した車両に対し、その納入の日から起算して12箇月若しくは累計走行距離20,000km のいずれか一方の早い到来期日までに通常の使用、整備の状態において故障を生じた場合は、無償で車両の取替え又は修理をするものとする。ただし、甲に故意又は重大な過失があった場合は、この限りではない。

(契約不適合責任)

第25条 甲は、納入物の種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないものであるときは、乙にその旨を通知し、期間を定めて納入物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 甲は、前項の期間内に乙の追完がないときは、その不適合の程度に応じて、乙に代金の減額を請求することができる。

3 甲は、前項にかかわらず、乙が民法第563条第2項の各号に該当する場合には、直ちに代金の減額を請求することができる。

4 甲は、第2項及び第3項のほか、その不適合により発生した損害に対し、乙に賠償を請求することができる。

5 乙が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない納入物を引き渡した場合において、甲がその不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求及び損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。

6 乙が、第1項に基づく追完を行った場合、乙は、当該追完部分についても新たに本条に定める契約不適合責任を負う。

(秘密の保持)

第26条 甲及び乙は、互いに本契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。第10条第1項に規定する下請負の相手方についても、同様とする。

2 甲は、乙の故意又は過失により秘密が漏洩したため損害が生じた場合は、乙にその損害の賠償を請求することができる。

3 乙は、秘密の保全について、「秘密の保全に関する特約条項」により履行するものとする。

(管轄裁判所)

第27条 本契約に関する訴訟の第一審管轄裁判所は、東京地方裁判所のみとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第28条 本契約に関し、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上、解決するものとする。

(暴力団排除)

第29条 暴力団排除に関する条項については、「暴力団排除条項」によるものとする。

(人権尊重の取組)

第30条 乙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(特記事項)

第31条 本契約に特記事項がある場合は、別紙においてこれを定める。

2 本契約書本文と本契約書に編てつされた仕様書、特記事項が抵触する場合の優先順位は、特記事項、仕様書、契約書本文の順序とする。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官

乙

暴力団排除条項

(属性要件に基づく契約の解除)

第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約の解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号のいずれかに該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに乙、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約の解除)

第4条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなけ

ればならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除しないとき若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損失について、何ら補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

別紙様式

下請負承認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

令和 年 月 日付けで契約いたしました下記契約について、下請負を承認くださるよう申請いたします。

なお、契約の履行に際し、当社の下請負先が本契約事項に対し、損害を与えた場合、当社が一切の責任を負います。

記

契 約 件 名	
下請負の相手方の住所及び氏名	
下請負を行う業務の範囲	
下請負を必要とする理由	
下請負期間	
下請負率 (全請負に対する下請負の割合)	

※次に掲げる書類を、上記「下請負期間」開始10日前までにこの申請書に添付の上、提出すること。

- ・下請負の相手方の会社概要
- ・その他指示する書類

審 査 結 果	承認	非承認
承認又は非承認とした理由		

下請負承認書

令和 年 月 日

上記審査結果のとおり、下請負を承認する（承認しない）。

支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下請負をするに当たり、下記事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴庁の求めに応じて当社の役員名簿（有価証券報告書（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。）に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 下請負の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 下請負の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団員等による不当介入を受けた場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、親事業者へ報告を行います。

※この誓約事項は、再委託等の相手方に提示し、誓約させる場合に使用するものです。

秘密の保全に関する特約条項

(一般業務)

- 第1条 乙は、甲から提供された仕様書、図面及び主たる契約条項に基づく秘密の保全に関しては、この特約条項に定めるところにより、その万全を期さなければならない。
- 2 乙は、乙の従業員の故意又は過失により秘密が漏えいしたときであっても、契約上の責任を免れることはできない。
- 3 甲及び乙は、互いにこの契約の履行に際し、契約事実、契約書（仕様条件、図面その他の書面を含む。）の内容並びに納入物品の名称、型式及びその性能に関する情報（以下「秘密」という。）を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(製造等の下請負の禁止)

- 第2条 乙は、本契約の製造等を他の業者に下請負させてはならない。ただし、やむを得ず下請負をさせるときは、その下請負先、契約内容、秘密保全の手段等を記した書面を添え、甲の許可を受けるものとする。
- 2 前条の規定は、乙の下請負者について準用する。

(秘密保全規則)

- 第3条 乙は、社内及び下請負先における秘密の保全を確実にを行うため、本契約締結後速やかに秘密の保全に関する規則を作成の上、甲の確認を受けるものとする。

(特定資料)

- 第4条 乙は、甲が秘密区分の指定をした秘密に属する文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。以下「特定資料」という。）について、その保管中取扱いに慎重を期すとともに、本契約に関係のない者に供覧し、又は漏えいしてはならない。
- 2 乙は、本契約の関係者に対する上席者からの情報提供を要求する行為を禁ずるための措置を講じなければならない。

(特定物件)

- 第5条 乙は、甲が秘密区分の指定をした秘密に属する物件（以下「特定物件」という。）について、その保管中取扱いに慎重を期すとともに、本契約に関係のない者に供覧し、又は漏えいしてはならない。
- 2 乙は、本契約の関係者に対する上席者からの情報提供を要求する行為を禁ずるための措置を講じなければならない。

(送達)

- 第6条 乙は、特定資料又は特定物件（以下「特定資料等」という。）の送達を受けようとするときは、特使により行なうものとする。
- 2 乙は、特定資料等の送達を輸送機関に委託する場合は、その委託先、秘密保全等の手段等を記載した書面を添えて、甲の許可を受けるものとする。

(管理)

- 第7条 乙は、甲から特定資料等の送達を受けたときは、帳簿により厳正に管理しなければならない。
- 2 乙は、特定資料等を金庫又は施錠できる鋼鉄製の保管庫に入れて保管し、かつ、随時その保管物の異状の有無を確かめなければならない。
- 3 乙は、前項に規定する方法以外の方法により保管しようとする場合は、甲の許可

を受けるものとする。

(標記の表示)

第8条 乙は、特定資料等に秘密の区分、登録番号等の標記を適宜の方法をもって表示するものとする。

(立入禁止区域の設定)

第9条 乙は、特定資料等が取り扱われる場所を立入禁止区域とし、あらかじめ甲に届け出た者以外の者を立ち入らせてはならない。

(特定資料等の複製又は写真撮影)

第10条 乙は、特定資料等の複製又は写真撮影を必要とする場合は、甲の許可を受けるとともに、あらかじめ甲と協議した立会者を立ち合わせるものとする。

(乙の作成した資料又は物件)

第11条 乙は、特定資料等を基に文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。この条において「資料」という。）又は物件を作成（複製及び写真撮影を含む。）したときは、帳簿により数量、配布先等を管理するとともに、速やかにその旨を甲に書面により報告するものとする。

2 前項により乙が作成した資料又は物件のうち、甲が指定したものは、特定資料等とみなすものとする。

(特定資料等の返納等)

第12条 乙は、特定資料等を契約終了後、直ちに、甲に返納し、提出し、又は廃棄しなければならない。

ただし、甲から承認を受けた場合は、契約終了後も乙が保管できるものとし、この間は本特約条項が適用されるものとする。

(検査)

第13条 乙は、秘密保全に関する責任者を選任し、必要な帳簿を整備し、毎月1回以上特定資料等の管理、返納、廃棄その他の秘密の保全状況について点検を行うものとする。

2 甲又は甲の代理人は、必要があると認めるとき（契約書履行後を含む。）は、秘密の保全の状況を特別な体制により検査し、又は必要な指示を乙に与えることができる。

3 前2項の規定は、乙の下請負者について準用する。

(事故発生時の措置)

第14条 乙は、秘密の漏えい若しくは特定資料等の紛失又は破壊等の事故が発生し、又はそれらの疑い若しくはおそれがあるときは、適切な措置をとるとともに、その詳細を速やかに甲に報告しなければならない。

参加意思確認書

令和 年 月 日

警察庁 殿

所在地：

会社名：

代表者名：

当社は、令和6年3月4日付け警察庁公告に基づく、下記の件名について、受注体制が整っておりますので、同公告に記載の内容を承諾の上、指名されることを希望いたします。

記

件名：特別警護車（電動車）

添付資料：（別添）提出資料一覧表

提出資料一覧表

提 出 日 :

会 社 名 :

担 当 者 名 :

連 絡 先 :

1 資格審査結果通知書

2 秘密保全に関する書類

- ① 保全施設を証明できる書類
- ② 保全に関する社内規則
- ③ 関係者名簿
- ④ 秘密保全に関する教育状況
- ⑤ 書類及び電子ファイル等の保管管理方法
- ⑥ 製造する車両の保管管理方法
- ⑦ 不要となった書類及び電子ファイルの廃棄方法
- ⑧ 情報セキュリティ

3 防弾素材の諸元、性能等を証明できる資料

- ① 使用可能な防弾素材の仕様書
- ② 製造メーカーの性能証明書等

秘密保全項目

保全施設	定まった堅固な建造物が設けられている。
	警備員等による常駐警備又は機械警備がされている。
	関係者以外の立入を厳しく制限できる。
社内規則	当庁との入札、契約に関する資料、物件が秘密として明確に定義されている。
	秘密保全責任者が選任され、秘密保全に関する責任が明記されている。
	秘密として定義されたもの（以下秘密保全対象と記載）は、帳簿により管理し、漏えいを防するために、複製、写真撮影を禁止し、厳正に管理することが明記されている。
関係者名簿	秘密保全責任者を初めとする秘密保全関係者の名簿が作成されている（役職・氏名・国籍）。
教育状況	秘密保全責任者等による秘密保全教育が原則として月1回以上実施されている。
保管管理	秘密保管区域を設定し、秘密保全関係者以外の立入が禁止されている。
	秘密保全対象が、秘密の区分、登録番号等の表記がされ、帳簿により管理されている。
	秘密保全対象が、金庫又は施錠できる鋼鉄製の保管庫に入れて保管されている。
	不要となった秘密保全対象は、シュレッダー等を用いて廃棄する等、漏えい防止措置がされている。
	秘密保全対象を送達する際は、秘密保全のための対策が十分に施されている。
	秘密保全責任者によって、帳簿に基づき、毎月1回以上秘密対象の管理、返納、廃棄その他の秘密保全状況について点検が行われている。
情報セキュリティ	秘密保全対象を電磁的記録媒体にて保管する際は、外部から接続できない媒体に保存している又は、不正アクセス、情報漏えいを防止するための高度な情報セキュリティ対策が施されている。

警察庁 殿

秘密の保持について（秘密保持誓約書）

- 1 「件名」の契約に関して、貴庁から提供された情報及び仕様条件等一切の書類並びにこれらに基づいて当社が作成した文書・図面・見本・製品等について、社内の関係者以外の者を含め第三者に入手され又は複写されることのないよう厳重に保管、管理致します。
- 2 業務上知り得た事項に関しても、流出・漏洩防止を徹底致します。
- 3 業務の都合上、秘密内容を外部に伝えなければならない場合は、必ず事前に警察庁の承認を受けます。
- 4 仕様条件等の書類は、用済み後は貴庁へ返却致します。

以上のとおり、遵守することを誓います。

令和 年 月 日

社 名

代表者名

印

警察庁 殿

秘密の保持について（秘密保持誓約書）

- 1 「件名」の契約に関して、貴庁から提供された情報及び仕様条件等一切の書類並びにこれらに基づいて当社が作成した文書・図面・見本・製品等について、社内の関係者以外の者を含め第三者に入手され又は複写されることのないよう厳重に保管、管理致します。
- 2 業務上知り得た事項に関しても、流出・漏洩防止を徹底致します。
- 3 業務の都合上、秘密内容を外部に伝えなければならない場合は、必ず事前に警察庁の承認を受けます。
- 4 仕様条件等の書類は、用済み後は貴庁へ返却致します。

以上のとおり、遵守することを誓います。

令和 年 月 日

社 名

担当者名

印

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について参加意思確認書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴庁の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。
 - (1) 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。
- 3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。